

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録

1. 日 時

平成 19 年 3 月 2 日（金） 10：30～12：00

2. 場 所

草津市役所 8 階会議室

3. 出席者

〔委員〕	※	◎天野 耕二	○青木 和子	金谷 健	大村 久雄
		田中 征子	妹尾 志郎	坪田 貴尋	権田 五雄
		藤井 淳			
〔事務局等〕		中島 直樹	田村 雅男	梅景 聖夜	松田 政義
		森 安幸	矢野 秀樹	木村 博	笹井 裕

※◎会長、○副会長

4. 議 事

〈開会挨拶〉

○会長：

それでは定刻になりましたので、第 7 回の草津市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

最初に草津市さんの方から、ご挨拶がありましたらお願いします。

○事務局：

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、第 7 回の審議会にご出席頂きありがとうございます。

今回は、前回の審議会にてご指摘を頂きましたように、一定枚数を無料配布している現行の制度の継承を行ってから、均一従量制を検討すべきではないかということで、まずは現行制度、いわゆる一定枚数を無料にするラインを検討する中で、その可能性について色々議論させて頂いた結果を説明させて頂きながら、ごみの有料化の目的と効果等について、議事に掲げている順に従いまして、説明申し上げたいと思いますので、よろしくご審議下さいますようお願いする次第です。簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○会長：

どうもありがとうございました。

それでは議事につきまして、こちらに議事次第が1、2、3、4、5、6とありますが、前半の1～3についてまとめてご説明頂いた上で、質疑・意見を頂き、後半4～6をまとめてご説明頂いて、ご意見を頂くという流れで進めさせて頂きたいと思います。

それでは議事の1と2と3について、事務局さんの方でご説明をお願いします。

〈有料化の目的と効果、現行制度（一定量以下無料制）での検討、シール方式による均一従量制の検討〉

○事務局：

では、私の方から、まず説明させて頂きます。

資料-1を見て頂きたいのですが、まず1頁目は、今回の有料化についての目的と効果ということで、前回の審議会の中で、草津市としての有料化を導入することに対する目的について明確にしておいた方が良さだろうというご意見がありましたので、今回、その部分を整理してまいりました。

まずは6点あるわけですが、1点目はごみの発生抑制、2点目がごみの排出抑制、3点目がリサイクルの推進、この3つにつきましては、有料化を実施している団体等の状況を見ましても、大体、こういうことが言えるのではないかとことです。

次に4つ目のごみの排出量に応じた負担の公平化、これにつきましては、草津市の現行制度について市民の方から色々ご意見を頂いている中で、非常に不公平感があるという意見がかなり多いので、その辺を是正していきたいと、いうことで目的に掲げております。

5番目に、住民意識の改革ということで、これは有料化によりまして、市民の方のごみに対する意識を変えて頂くことが期待できるということです。

6点目に市の財政負担の軽減ということで、これは本市においてごみ処理にかかる費用は年々増加傾向にありまして、市の財政負担が増大しています。今後、適正に廃棄物を処理することが難しくなる可能性があることから、ごみ処理費の一部を市民の方に負担して頂くということでございます。

以上、6点につきまして、今回の有料化の目的とさせて頂きます。

次、2頁目に移って頂きまして、現行制度での検討ということで、これも前回の審議会の中で、均一従量制に移行したいわけですが、その前にまず現行の一定量以下無料制についての検討をした上で移行した方が良くはないかという意見がございましたので、それについて検討した結果をご説明させて頂きます。

まず1)の、今の制度において無料配布している分を2分の1にした場合にどうなるかということですが、現行制度では、ほとんどの市民が無料配布のごみ袋で排出しているため、ごみの減量に対するインセンティブがあまり働いていないように思われます。

そこで、現在の一定量以下無料制度でごみ減量のインセンティブが働くように、無料配

布数を現在の2分の1にした場合を検討してみました。

①として、配布数を現在の半分にすると、ごみ袋にかかる経費は約4,600万円、これは現行の1枚110円で消化分を販売した場合の計算ですが、約4,600万円の黒字になることが分かりました。これはごみ袋の製造原価によって変わってきますが、販売するごみ袋の単価を43円以上にすると黒字となる結果が出ております。

②として、料金水準が高いためごみ減量へのインセンティブがかなり強く働くと思われ
ます。

③として、世帯人数を考慮した配布となっていないので、単身世帯だけ他の世帯の2分の1にすることは説明がつかなくなってくるので、単身世帯も他の世帯をと同じような枚数にすることは、逆に単身世帯においてはごみ減量のインセンティブが働かないということが分かります。

④として、世帯人数が考慮されていないために、ごみ減量の努力をしても世帯人数が多いほど負担が増える一方で単身世帯であれば努力せずにほぼ無料で排出できることとなるために不公平感が残るとい
う結果になります。

結果として、ごみ袋にかかる経費は、無料配布数を抑えることによって捻出することは可能ですが、この場合の収入は不安定となってきます。

あと、配布枚数を減らした場合、減量のインセンティブは働くことにはなりますが、世帯人数を考慮していない限り不公平感
は残ることとなります。

その①のところの、配布枚数を半分にした場合の経費の試算ですが、これは資料-2を見て頂きたいと思
います。

資料-2で、条件設定として、1)ごみ袋の配布枚数は平成17年の実績を採用しております。2)現行の配布枚数については、4人世帯で満足しているものと想定しております。

3)ごみ袋の販売枚数は、現行の4人世帯で現行枚数を満足しているとの想定のもとに計算し、草津市の平均世帯が2.6人となっておりますので、これを割り戻しますと現在配布している袋の65%で市民全体としては排出できるという計算にしております。

次に、その65%から袋の配布枚数を半分の50%にするわけですが、65から50を引きますと、現在の配布枚数の15%が恐らく不足してくるであろうという予測のもとに計算を
しております。

4人世帯で満足しているであろうという根拠については、資料-3を見て頂きたいのですが、これは昨年の夏に行ったアンケートの結果で、指定袋の使用枚数と配布枚数の満足度を、世帯人数別に再度置き換えまして円グラフに示したものです。これの一番上の①普通ごみ類のところを見て頂きますと、普通ごみ類は週2回の収集で月に直しますと4週の月で8枚、5週の月で9枚使用することとなりますので、大体8~9枚が通常配布している枚数で、満足しているということになるのですが、これを見ますと、4人世帯で9枚までのところを足しますと53.6%になります。5人世帯で50%、3人世帯で62.1%となりますので、大体5人世帯のところ
で半分の数値となっておりますので、3~5人世帯の

ろが今の枚数で満足できているということが読めます。

次に、次の頁の円グラフに移って頂きますと、これは指定袋の配布枚数の満足度を出しておりますが、これを見ましても「多い」と「今のままで」を足しますと、3人世帯で73.6%、4人世帯で54.9%、5人世帯で58.2%ということで、これも大体3～5人世帯のところできれなりに満足して頂いているという結果が分かると思います。

今回の試算に当りましては、この3～5人世帯の真ん中の世帯ということで4人世帯を採って計算しております。

もう一度資料-2に戻って頂きますと、支出のところに移りますと、まずごみ袋の製造費は①普通ごみ用、②プラスチック類用、③ペットボトル類用とありますが、平成17年度の配布枚数がそれぞれ書いてありまして、そこから2分の1の配布になりますので50%を掛けて算出してあります。3種合わせて327万枚が無料配布分となります。

次に、販売枚数について、普通ごみ袋については、先ほど配布枚数の15%が実際に販売される枚数となるということですので、無料配布枚数の447万枚の15%で67万1千枚になります。これに恐らくかなりのインセンティブが働くであろうと判断し、インセンティブが最大の50%が働くと仮定しまして、67万1千枚の50%ということで33万6千枚が販売されるであろうと仮定しております。これも3つのごみ種を合わせますと49万2千枚になります。

一番下の製造枚数のところを見て頂きますと、無料配布枚数と、超過分と、あと平成17年度に実際有料で販売した枚数、この3つを足しますと、普通ごみ袋で2,709,098枚、これが実際にごみ袋を作る必要がある枚数であるということになります。この3つのごみ種で集計しますと3,961,058枚が必要枚数になるということになります。

そして次の頁に行って頂きますと、この枚数をそれぞれの平成17年度の製造単価で掛けますと、普通ごみ袋ですと単価が5.57円になりますので15,089,676円になりまして、3つのごみ種を合わせますと24,205,770円、ごみ袋の製造費にこれだけかかるということになります。

次に、この無料配布分をそれぞれ自治会から各世帯に配布して頂くわけですが、この場合1世帯あたり25円の手数料をお支払いしております。市内の世帯はおおよそ4万5千世帯ありまして、現行どおり年2回配布するとして94,758世帯、これに25円を掛けまして2,368,950円の手数料が必要になってきます。

次に、有料で販売して頂く店舗への手数料ですが、これは今現在1枚あたり4円の手数料をお支払いしておりますので、これを掛けますと2,764,232円になります。ごみ袋の製造費用と配布と販売の手数料を合わせますと、合計29,338,952円の支出が必要になってきます。

次に、収入の方に行きますと、実際に販売されるのは691,058枚、これに現行の110円を掛けますと76,016,380円となりまして、この収入から支出を引きますと、46,677,428円の収益となります。

ここで経費としておよそ3千万円が必要になりますけれども、この額になるためには収入の部分で逆算しますと、ごみ袋の販売額が43円以上でなければ収支がゼロにならないということになります。

ここまでが無料配布数を2分の1にした場合の積算根拠であります。

今、申しましたように、配布枚数を2分の1にしましても、世帯人数に応じて配布していないので、どうしてもその辺で不公平感が残ってくると思います。収支的にはそこそこゼロにまで持っていけますが、世帯人数別の不公平感が残ってきます。

それでは世帯人数を考慮した無料配布ができないのかということで調べてみますと、代表的なところで高山市と佐世保市の例があり、それについて調べましたのでご説明します。

まず高山市についてですが、高山市は推奨袋とシール方式の形をとっておりまして、この方式は、各家庭に年間一定枚数のごみ処理券を無料で配布し、ごみを排出するときに袋にシールを貼るということになっております。袋は市の推奨袋で、これは45Lで透明な袋を市民が民間の店で購入します。シールの配布は年1回で、国保・年金の集金員と水道検診員に委託して配布されています。費用は配達員1人あたり基本料金4,000円、そして1世帯あたり旧市内は55円、旧市外は60円という経費となっております。

シールの大きさは、A4版で可燃10枚、不燃2枚、計12枚が収まっております。この配布枚数は、次の表-1にあるように世帯人数に応じて変えております。

草津市の場合は年間104枚配っておりますので、高山市の場合でいきますと4~5人世帯で110枚ですので、おおよそ同等数となっておりますが、それ以下になると草津市の方が配布枚数が多くなり、逆にそれ以上の世帯人数となりますと、高山市の方が配布枚数が多いということになります。

収集回数については、可燃ごみが週2回、不燃ごみが月1回となっております。対象となるごみ種は可燃ごみと不燃ごみであり、資源ごみは無料としております。

無料配布分を超えた場合は、有料シールを購入することとなり、この場合シール1枚100円で、その積算根拠は収集・処理費の3分の1をあてているということです。シールの有効期限は年度限りとなっております。シールが余った場合は、自治体や子供会が余ったシールを集めて、市が奨励金と交換しております。

リバウンド対策のために、有料化から10年で4回配布枚数を絞り込んでおります。

有料化後と、有料化の前年度との比較で、家庭ごみでは17%減少しておりますが、事業系へのシフトが見られることから、事業系は26%増となっております。家事合計で7%減となっております。事業系へのシフトの原因は、有料化と同時に小規模事業所の行政収集を取りやめたことによるそうです。

次頁に進んで頂いて、草津市との比較ですが、1人当りの1日のごみの排出量は、高山市のデータが15年度分しかなかったためでそれを比較しましたが、高山市が家庭系で454g、

対しまして草津市が 606.7 g となっております。家庭系と事業系を合わせましても、高山市が 923.3 g、草津市が 966.6 g ということで、高山市の方が排出量がかなり少ない結果となっており、減量化がうまくいっていると言えると思います。

結果としまして、シール方式では、世帯人数に応じた配布が可能であるということ、世帯人数に応じた配布枚数にしているため不公平感が少ないということ、配布枚数の絞り込みにより減量のインセンティブがかなり強く働くということとなります。

インセンティブが働く枚数を設定するのが難しく、2～3年ごとに絞り込みが必要になってきます。配布枚数の絞り込みについては試行錯誤を繰り返すことになるので、適正枚数の設定までに数年かかる可能性があります。

4～5人世帯で、可燃ごみ 110 枚の配布となっておりますので、草津市の 104 枚よりも多いのですが、1人1日当りのごみ排出量が少ないことから、2～3人世帯でのインセンティブが働いているように思われます。

シールの制作費と配布費用については、指定袋よりもかなり安く有利ではありますが、推奨袋は、規定外の袋を使われる可能性があります。

次に佐世保市の例に移って頂きますと、佐世保市については指定袋とシール方式を採用しております。可燃ごみと不燃ごみについては、あらかじめ市民へ無料のごみ処理券を配布することになっております。市民は市の指定袋を小売店で購入し、ごみ袋のサイズに応じて、決められた枚数の無料ごみ処理券を添付しごみを排出することになります。不足分は有料ごみ処理券を取扱店で購入します。資源ごみは無料です。

シールは、住民登録または外国人登録をしている市民に対して一人当たり年間 60 枚を郵送しております。佐世保市の場合は高山市と違って、一人当たり 60 枚×同世帯の人数で無料配布枚数が決まっております。

指定袋は、市が規格様式を示して、袋そのものの製造・流通・販売については関与しておらず、市場に任せております。

超過した場合のシールの金額は、下記の表のとおりとなっております。大の袋・45Lで 210 円と、草津市と比較しますとかなり割高となっております。

ごみの収集回数は、可燃が週 2 回、不燃が週 1 回で年間 116 回となっております。

ごみを減量して使い残したシールは、翌年も使えるということです。

ごみの排出量は、家庭系ごみで有料化の前年と比較して 25%の減量となっております。ところが、事業系と合わせると減量化率が落ちております。佐世保市の場合は、センターへの持ち込みは 100kg までは無料となっているために、無料配布分を使い切った人が直接搬入されるケースが増えたためと思われる。

無料配布分の、1人当たり 60 枚の積算ですけれども、これは可燃と不燃のごみが1人当たり年間 242kg 出るということで、これをごみ袋 15L で平均 3.3kg 入ると計算しまして、減量目標を 15%に置いて計算しますと、およそ 60 枚という結果が出ております。

超過分のシールの販売代金は、平成 17 年度で約 1 億 4 千万円あり、販売手数料・シール制作費・郵送料を差し引いても 1 億円以上の黒字となっております。

草津市との比較では、これは次の 6 頁の表 4 を見て頂きたいのですが、家庭系については佐世保市の方が草津市よりも 1 人 1 日当りの排出量が 100 g 以上少ないのですが、事業系を合わせますとトータルでは草津市の方が少ないという結果が出ております。

結果としまして、超過した場合の手数料の水準が高いため、減量効果は見込めるが、その一方でクリーンセンターへの直接持ち込みがかなり増えています。仮に草津市の場合でも、直接持ち込みの手数料が 100kg までは kg 当り 7 円となっておりますので、これを一袋当り 4kg 入ると計算しますと 28 円となりますので、現在の 110 円よりかなり安くなりますので、無料配布枚数を絞り込んだ場合はこの料金を見直さないと、直接搬入される可能性は高まるということが言えます。

1 人当り 60 枚のシールを配布するので、多人数世帯では配布枚数が多くなり減量インセンティブが少し弱まるのではないかとということが言えます。

草津市の年間配布枚数の 104 枚を佐世保市のシールに換算しますと、312 枚となり、佐世保市の 5 人世帯の 300 枚とほぼ同水準となります。

佐世保市の販売分は 200 万枚あり、草津市の世帯数と袋の容量に換算すると 30 万枚になりますが、草津市の平成 17 年度の有料での販売実数がおよそ 20 万枚ですので、このことにより販売枚数が増えていることから、各世帯においてインセンティブが働いていると思われる。

次に、単価が高いために超過分だけでもかなりの収益が出てきます。シール方式は指定袋よりも経費的にも有利であることが分かります。

佐世保市の場合は袋の大きさが 4 種類、シールが大・小で 2 種類、そして指定袋をシールの購入が必要であるということで、非常に複雑で市民が慣れるまでに混乱が起こるのではないかと予測されましたが、導入された佐世保市に聞いてみますと、半年間で 523 回の説明会を開くなどして市民の啓発に非常に力を入れられたこともあり、予想されたほど混乱はなかったとのことであります。

以上が現在の制度における可能性の検討についての結果ということになります。

次に 7 頁に移って頂きまして、袋方式よりもシール方式の方が経費的には非常に有利であるということが分かってきましたので、シール方式による均一従量制を導入した場合どうであるかということを検討してみました。

その中でまず①、シール方式による場合は、袋の規格や様式を指定していないのが一般的であるために、容量や半透明の使用するように決まっても、ごみの分別が徹底されなかったり、容量の大きな袋が使われたりする可能性が多いということです。このためシール方式を実施する場合には指定袋を併用する必要があります。しかし、市が指定袋を作成したのでは経済的なメリットが消えるために、市が指定袋の規格や仕様を指示するだけ

で、複数の製造業者が小売店を通じて自由価格で販売する認定方式を併用する必要が出てきます。

認定方式による指定袋は、市が入札によって業者に委託する方法と違い、袋の制作費や販売店への配達費用が不要となり、事務的にも負担が軽減されます。あらかじめ製作枚数を予測したり、在庫数を管理したりする必要がなくなり、市場に任せることができます。指定袋の原価は購入する市民が負担することとなりますので、袋の大きさによっても異なりますが、通常1枚当たり10円までの価格で販売されることになると思いますので、経済的な負担はそれほど重くないと言えます。

手数料については、シールを販売することによって回収することとなりますが、シールの作成費用は1枚1円以内でできるので、袋を作るよりも有利であります。

1枚目からごみ袋を購入することとなるので、販売店は現在の数よりもかなり増やす必要が出てくるのですが、その場合販売店までの配達も袋よりもシールの方が取り扱いやすいのでかなり有利となってきます。また販売店においてもストックしやすいということが言えますし、ここには書いておりませんが、シールの場合は恐らく対面販売となりますので万引き等の被害も少なくなってくると思われれます。

次にデメリットですけれども、収集時にシールが指定袋に貼付されているかどうかの確認が必要なために、収集作業の効率が落ちる可能性が出てきます。

排出する市民にとっては、シールを貼る手間が余計にかかります。

システムが少し複雑になるために、高齢者等が対応できるか不安が残ります。

あとシールにつきましてはパソコン等で偽造されやすいということになります。

指定袋を併用したシール方式による均一従量制を実施している団体は、今回調べた限りではどこもありませんでした。

結果としては、シールは袋より経費の面からみると圧倒的に有利であり、取り扱いも袋より軽くて小さいことから配達や保管の面でも有利であります。しかしその一方で、制度が複雑なために市民にとってはややこしく手間がかかり、不適正排出が多くなる可能性が出てきます。また収集効率も落ちる可能性があります。

ここまでが現行の制度に対する見直しの結果となります。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○会長：

はい、ありがとうございました。

前回の審議会での意見を考慮して頂きまして、現行制度での検証と、それから今回高山市と佐世保市の事例紹介、そして現時点で草津市として検討しているシール方式による均一従量制についての説明をして頂きましたが、今までのところでご質問・ご意見等がありましたら、どうぞよろしくお願ひします。

○委員：

2つあるんですけども、1つ目は資料-1の7頁でシール方式は袋方式よりも有利とありますが、誰にとって有利であるかというのをはっきりさせた方が良いと思います。

市民にとっては料金水準の設定が問題であって、袋でもシールでも結局、同じだと思うのです。

それで、シール方式になった場合には袋は自分で買うことになり、シールも買うことになります。市民にとってはどの段階でお金を出すかということだけであって、原理的な面はシールでも指定袋でも同じだと思うのです。むしろやり方によっては2度手間になったりして、市民にとっては負担になるわけです。

経理の面で市に有利であるということは、市民にとって必ずプラスの要因であるとは限らないわけです。

もうひとつは、7頁でご提案されていることで、シール方式にするなら指定袋を採用しないといけないという話は分かるんですが、ひとつ質問なのは、指定袋を使ってシールを貼るのであれば、7頁の①の5行目のところに「市が指定袋の規格や仕様を指示するだけで、業者が販売する」云々の部分がありますが、いっそのこと有料化のごみ処理費用をここに上乗せしてから自由に販売価格を決めてもらうと方法もあると思います。上乗せ分のお金は市にバックしてもらおうと。こういう仕組みが可能であれば、シールを貼る必要はなくなるわけですね。

つまり市が直接袋を販売するのではなくて、販売そのものを市が方針を決めて、販売自体は業者さんに任せる。そして上乗せした料金が市の方に入ってくる仕組みを作ることが可能であるかどうか。可能であればわざわざシールを貼らなくてもすむことだと思うのですが。

○会長：

いかがでしょうか。

○事務局：

まず、ここで検討させて頂いたのは、今現在、指定袋で実施したいと市では考えておりますが、但し高山市等の例を見ますとシール方式というのは、先ほど先生も言われましたが市にとって非常に有意であることが分かってきたわけですので、その可能性についても一概に否定できないということがありましてので、まずここで、検討させて頂いたということが前提にあり、シール方式で行きたいという意味ではないんです。

次に民間が袋を作るのと、市が委託して作るのでも、経費的に結局は市民が袋の原価を負担するから一緒ではないかというお話ですが、確かにそうなんですけれども、ただ市が作った場合はある程度ストックを持っておかないといけないとか、我々も年間の予測枚

数を出すことですか、そういった事務的なコストがありまして、そういった経費はやはり民間で競争して頂いた方が有利かなという点はあると思います。そこはやはり市民の方にとって原価が安くなるという点では還元されると思うのです。

一番良いのは、先ほど先生がおっしゃったように、袋は民間に作らせて、原価の上に手数料を乗せた形で販売するのであれば、販売価格は民間で自由に設定して良いという形が取れば一番良いかと思いますが、それは今後調べていかなければならない事項であると考えております。

○会長：

今の2番目の論点が非常に重要になってくると思うのですが。シールを貼るか袋だけでやっていけるのか。その場合も、基本的には今までのように市がやるのではなくて、民間に任せることが可能かどうかということですね。

ごみを出す方からしても、袋もシールも両方買って出すというのは、現状からするとお金の問題だけではなくて、手間としてもかなりの負担になると思います。

恐らくそういうことをやっている事例がないと思うので、実際に出来るのかどうか検討して頂かないといけないと思います。

その他、何かご質問やご意見があればお願いします。

○委員：

やはりシールの場合、「貼ってた」「貼ってない」「貼っていたのに」という問題が起きる可能性があるでしょうし、草津市の場合は、各集積場所が金網で囲まれているという場所がない所も往々にしてありますので、犬猫が袋を荒らしてシールが外れる、散乱するといった問題も起きやすいかと思われま

す。更にはシールに名前を書くのか書かないのかとか、プライバシーのことも関係してくるでしょうし、他人のシールを自分の袋に貼ってしまうということもあるでしょう。業界でもそういう議論があり、シールに対しては「難しい」という話はおりました。画期的で流通はしやすいですが、流通しやすいことで悪用もされやすいということも懸念されます。

○会長：

最終的に議論になるのは、行政としてはシールの方が圧倒的に有利であると。袋でやろうとすると経費が掛かってくるということで、それをクリアするためには先ほどの2番目の議論で、袋でなおかつ流通や在庫管理を民間に任せることができれば、市の財政負担が軽くなるというメリットだということになると思います。もしそれが出来ないのであればどうするのか、やはりシールにするのか、あえて財政負担は覚悟のうえで草津市が袋を管理するのか、そういう議論になってくると思います。

ごみを出される市民の方の印象としては、現行方式から一気に袋とシールを両方買うことになる場合と、今と同じように指定袋があって、でもそれは小売店で購入することになると、それは段階的に踏んだ方が良いのか、その辺りのご意見などがありましたらお伺いしたいのですが。

一番最初に説明のあった、現行制度で無料配布を減らすということについて特にご意見はございませんか。これは極端なケースで無料配布を半分にした場合、恐らくこれは単身世帯はそうでもないでしょうが、3～5人世帯だと厳しい状況になりますよね。

今の1枚110円という超過分も、43円ぐらいだと市としても負担にならないですが、4人5人の世帯には厳しくなるでしょうし、インセンティブも働いてごみ量は減るかもしれませんが、その件についてはこれ以上検討しなくてもよろしいですか。

一応、現行制度から減らしても、色々不公平感も含めて問題も多いので、基本的には均一従量制に向けた検討を行うということでもよろしいでしょうか。

○委員：

その方が良いと思いますけど。

○会長：

あとは、その均一従量制という、無料配布がないということについてもよろしいですか。ご意見等ございませんか。

次の例に挙げた高山市と佐世保市については一定量の無料配布をした上でということですが、現在草津市としてはシンプルな均一従量制を見据えて議論をしようとしておりますが、よろしいでしょうか。

○委員：

よろしいですか。

基本的にはそれで結構だと思うのですが、各家庭の努力に関係なくどうしても出てくるごみというものがありまして、介護認定ですとか乳幼児のおられる、おむつが出てくる世帯、つまり行政が比較的把握しやすい家庭については、例えば市役所に申請すれば一定枚数を無料配布するのは、市民の反対もあまり出ないと思いますので、残しておいても良いと思うのですが。

○会長：

そういう事例は、他の自治体で今のところありませんか。

○事務局：

均一従量制にするということは、初めから費用がかかるということになりますので、社会的弱者に対してそういう制度を採っておられるところもありますし、採っておられないところもある。ただしこれは単価をいくらにするかによって恐らく変わってくるのではないかと思うので、単価が安ければそこまではする必要はないという意見になってくると思いますし、逆に単価が高くて負担が大きければ、そこは社会的弱者に対して考慮する必要があるという議論になると思いますので、それは均一従量制の制度を考えていく上でその点についても考慮すべきだと思います。

○委員：

そういう制度を採っている自治体はあるのですか。

○事務局：

はい、あります。均一従量制の中にはかなりあります。

○委員：

やはりそういう事例を参考に、議論をされていきますか。

○事務局：

はい、そうですね。

○会長：

はい。それでは今日は時間も限られておりますので、後半の議事、有料化するごみの種類、それから手数料の積算根拠等について説明して頂いた上で、また、ご意見頂きたいと思えます。では後半の説明をお願いします。

〈有料化するごみの種類、他の自治体の手数料積算根拠、草津市のごみ処理費用について〉

○事務局：

はい、では後半部分についてご説明させていただきます。

まずは資料－１の最終頁をご覧ください。有料化するごみの種別について書かせて頂きました。

まずは一般的な考え方として、いわゆる資源ごみ、ペットボトルですとか缶・びんにつきましては無料として、それ以外のごみは有料化しているところが一般的であります。しかしながら、資源ごみのリサイクルについても資源化する経費が必要であるのも事実でありますので、最近では資源ごみについても有料化をしておる市町村もございます。ただし一般ごみと単価に差をつけておるところも出てきております。

また、資源ごみを有料化することによって、紙パックやトレイの店頭回収等、民間への

回収ルートへの排出を促すことも一般的に言われております。

そういうことを踏まえまして、草津市としましては、基本的には資源ごみの分別排出の促進と市民の皆さんの負担を考慮しまして、資源ごみ類であります古紙類、ペットボトル類、空き缶類、飲食用ガラスびん類については無料とし、それ以外のごみ、すなわち焼却ごみ、プラスチック製容器類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類については有料としていきたいと考えております。この原則からいきますと、プラスチック製容器類については資源化をしているので無料とするべきところですが、今回、分別見直しをして頂きまして、プラスチック製容器類とそれ以外のプラスチック類を分けましたので、容器包装類を無料としますと、焼却ごみ類の方に入れるべきプラスチック類がプラスチック製容器類の方に流れて排出されるという恐れがありますので、プラスチック製容器類についても有料としたいと考えております。

続きまして、他の自治体の手数料の算定にあたりまして、その根拠となるものですが、資料－４をご覧ください。

前回の審議会で、県内で有料化をしておる自治体を紹介させて頂きましたが、それらを詳しく調べております。

まず均一従量制ということで、それを行っておる市町村を調査致しました。あまり積算の根拠がはっきりしないところもありましたが、例えば湖南市や甲賀市については、センターに直接搬入する際の料金に合わせまして、それを袋に換算しまして料金を算出しております。

彦根市につきましては、袋の製造単価と販売手数料を合わせた額に合うように設定しております。いわゆる収集運搬等の処理経費はそこに上乗せしておりません。

それから東近江市、これは合併しております旧八日市市の地区になりますけれども、ここもごみ袋の作成・販売費の原価ということになっております。

最近、京都市も有料化をしましたので一番直近の有料化の事例ということで参考に記載しておりますが、京都市は結果的に1リッター当たり1円という料金になっております。積算の根拠につきましては、ごみ処理経費の10～30%の負担にしようということ、そうすればインセンティブが働くだらうという想定をして算定をされております。実際の1カ月当りの負担を平均すると450円ぐらいになるということです。

次に資料－４の裏頁を見て頂きますと、全国規模で積算根拠を調べたのですが、大きく分けますと、市民の皆さんが1ヶ月で我慢できる、「これぐらいなら何とかなるだろう」という額ということで500円の額を設定しているところが多いです。それからもうひとつの方法は、収集・運搬・処理等の費用を合わせたいわゆるごみ処理経費を何割かを市民の皆さんに負担して頂くという方式であります。表を見て行きますと、ごみ処理経費の3分の1から4分の1、20～30%ぐらいを市民の皆さんに負担して頂くという市が多いようであります。

それから、その積算根拠の基礎となりますごみ処理経費の算定ですけれども、資料－５

をご覧頂きたいと思います。本市におけますごみ処理費用の平成17年度の実績を記載しております。大きな項目としまして、家庭系ごみの収集運搬費が約4億円、クリーンセンター・最終処分場での処理費も約4億円あります。施設の維持管理費に約3億円、それ以外の経費、例えばごみ処理機の補助、職員の人件費等を見ますと約1億3千万円となりまして、合計12億6千万ぐらいがごみ処理費にかかっております。それをごみの処理量39,060.8tで割り戻しますと1kg当りの処理費が32.3円となります。この経費につきましては、現在粗大ごみは既に市民の皆様から料金を頂戴しておりますので、その経費は約12億6千万円の中には入っておりません。それ以外の経費で処理量を割っております。

そして、ごみ袋1袋当りの処理経費がどうなるのかと申しますと、ごみ処理費用の原価が1kg当り32.3円、それを45Lの袋に換算するには1袋当りの平均重量を出す必要があります。昨今、組成調査をした際にごみ袋の重量ならびに容量を測りまして、その平均の重量が3.97kgありました。容量にしますと37.9Lありましたので、3.97kgを37.9Lで割り戻しますと、見掛比重として0.10という数字が出ます。この係数をもって45Lの袋1袋当りの費用を積算しますと、 $32.3 \text{円} \times 45 \text{L} \times 0.10$ で1袋当り145円という処理原価が出ました。これの何パーセントを市民の皆さんにご負担頂くかということになります。そういう計算の方法になります。

それから資料-5の裏の表に、今申し上げました金額の積算根拠がごみ種ごとに書いてありますので、ご覧頂きたいと思います。

以上で説明を終わらせて頂きます。

○会長：

はい、ありがとうございました。

まず私の方から1点だけ質問させて頂きたいのですが、資料-5のごみ処理費用の中にクリーンセンター等の施設の減価償却は含まれているのでしょうか。

○事務局：

それは入っておりません。

○会長：

はい、分かりました。

それでは後半の説明につきまして、まず有料化するごみの種類、そして手数料の積算根拠、他の自治体の事例も含めまして、更に草津市の現状のごみ処理費用と全体を通してご質問・ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

○委員：

はい。

○会長：
どうぞ。

○委員：
まずは有料化するごみの種類の考え方について、草津市さんの考え方でよろしいかと思
います。特にプラスチック類は、再資源するということでありますけれども、逆方向に行
ってはいけないということは良く分かりますので、こういう考え方でいいのではないかと
思います。

それから、ごみ処理費用を良く見える形を出していただいて、大変ありがたく思うので
すが、やはり市民の皆さんに理解を求めていく折には、こういった情報を公開して、これ
だけ費用がかかっていることに対して応分の負担をお願いするというで明らかにして
いくべきことかなと思います。

それとひとつ前の話に戻るといえるか、当然、関連することですが、率直に申し上げて、
そうやって理解をして頂こうとしても、本当に今までほぼ無料でごみを出せてた市民が、
「お金を負担してよ」と言っ「うん」という返事をもらえるのかということですよ。こ
この点が根本的に疑問に思っております。確かに方式は均一従量制であろうかと思いま
すけれども、「本当に大丈夫ですか」「理解を得られるのか」という気がしております。逆
に市民の方の率直なご意見をもう一度改めてお聞きしたいと思うのですが。

○会長：
その点いかがでしょうか。

無料と言いましても、住民税等を払ってその中から処理しているわけですが。別に有料
化したからといって、その分住民税が下がるわけではないのですが、どうでしょう。

率直な、印象として何かありましたらコメントをお願いします。

○委員：
いいですか。

○会長：
どうぞ。

○委員：
シール方式は、今聞いておりました範囲では何だかややこしい感じがするのですが。か
なり前から袋が物置にいっぱいあるというようなお話も聞いたことがあります。世帯人数
に関わらず配布される枚数が一緒なので、使われずに残っている袋もありますので、袋を

まず減らしていく方法を探られた方が、私としては良いのではないかなと思います。

それで、先ほど金谷先生もおっしゃったように、乳児や介護の必要がある方がおられる世帯では少し安い金額にしてお分けするようにするとか、そういう方向で考えて頂けたらなと思いますけれども。

○会長：

均一従量制ですので、基本的に無料配布枚数をゼロにするということになりますので、そういう家庭の事情がある場合にはある程度無料で、という方向になりますかね。もしくは全世帯にある程度無料配布をするのか、そこまで議論をもとに戻しますか。

○委員：

そうなんですよね、「本当にそれでいいですか」ということになると思うのです。

○事務局：

以前ですと、ごみ行政というのは地方自治体の正に基礎的な業務でありまして、税金でまかなうことでありますけれども、その財源として交付税などがありました。最近の国の動きの中で、ごみの排出量に応じた負担の公平化ということが出されたこともあり、最近の例では京都市さんも有料化に踏み切られましたが、無料が有料になるということはかなり市民の皆さまの理解を求めていかなければならないことをやらなければならないと思っています。

○委員：

よろしいですか。

資料－１のいちばん最初に、有料化の目的と効果ということで1～6まで挙げられていますが、これは全部もつともなことだと、思うのですけれども、これから具体的な項目、料金のことを考えていく上では、草津市として掲げる3つの目的が横並びではなくてどれを重視するのかによって設定の根拠が変わってくると思うのです。

例えば4番目の負担の公平化を重視するのか、6番目の市の財政負担の軽減を重視するのかでかなり変わると思うのです。有料化にするということでもまず出てくる理由としては4番の負担の公平化だと思いますし、市民に対しても説明がしやすいと思いますが、どこにより重点を置くのかが肝要だと思います。もし重点を置くのが6番の財政負担の軽減ということであれば、考え方として、先ほどの話ですとごみ処理費用として施設の減価償却が入っていないということでしたが、例えば施設を新しく造るという話になれば多くのお金が必要になっておきますので、いわゆる積立金として有料化の部分でまかなうといった方法もあるかと思えますし、現状でごみ処理に非常にお金がかかるのでいくらか市民に負担してもらうのか、6番目のところでも2つぐらいの論理はあると思います。

4番の方だったら、今の世帯人数に関係なく配布しているのを人数に応じて配布するのもひとつの方法です。

この6つの目的のどこに一番重点を置いてやっていくのか、市のお考えを聞いた方が良いのではないかと思います。この部分をあやふやにしておいて具体的な料金水準を話を始めると、話が混乱する気がします。その一方で、そうは言っても他市町との横並びという話も出てくるとは思います。先に市の考えとして筋をしっかりと通しておく必要があると思います。

○会長：

その点、いかがでしょうか。

○部長：

4番か6番かとお指摘頂きましたが、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおりこれは基礎的な行政業務でございます。例えば下水道では処理費用を下水使用料として頂いております。基礎的な行政業務でもあるにもかかわらず、ごみの排出については最終処分場のキャパシティがなくなるであるとか、排出を抑制しなければならないですとか、リサイクルの推進をしなければならないですとか、そういった中で負担の公平化を図らなければならないということを経験されたわけですから、私どもとしましては4番の排出量に応じた負担の公平化ということを重点的に、市民の理解を求めるとして打ち出して説明責任を果たしていきたいと思っております。

○会長：

そういう説明で、市民としては納得できるのでしょうか。

一番分かりやすいのは、国の方針として基本有料化推進ということに従うということが説明しやすいし、そういうものだと思って頂くことになるかと思うのです。

中身としては負担の公平化、いわゆる公共料金と同様の扱いをすることで理解して頂く説明になるかと思います。

○委員：

よろしいですか。

○会長：

どうぞ。

○委員：

ちょっとだけ市民の立場に立ちますと、この目的効果にありますように、そもそもごみ

の減量化を推進しましょう、リサイクルをしましょうという、そういうことが一番の目的でありまして、ごみの減量化のために、そのひとつの手段として、皆さんに意識して頂くためにも有料化して訴えていくということが大切だと思うのですね。それが市民の分別・リサイクルの行動へと移っていくと思います。そういう訴え方は絶対必要だと考えます。

費用的な問題だけではなくて、その点を訴えられても確かに納得はいくと思いますが、今まで実質、無料であったものがいきなり有料化になることには、本当にそれで進めていけるのだろうかという疑問は残ります。

○会長：

武蔵野市の例で言うと、1リッター当たり2円として大体月に500円、今まで無料だったものが500円の負担になるということになり、その辺りが負担額として限界かなというところなんです。

資料-5の草津市の今の処理費で言うと、一番下の1袋45L換算で145円なので、リッター3円ちょっと、ただ施設の減価償却を入れたらもっとかかりますが、それでもごみ処理費の半分ぐらいを負担して下さいという説明にはなるかと思います。

ですが、資料-4の滋賀県内の近隣市町村で言うと1リッター当たり1円より安いんですね、その辺が微妙なところで、近隣市町村よりも割高に見えてしまうのはそれはそれで市民感情としてよろしくないのかなと思いますし、ここら辺の価格設定はまだ先の議論です。

それはさておき、ご指摘のありましたとおり資料-1の1~6の目的の部分ですが、4か6かという話がありましたけれども、最初の1~3はごみをきちんと分けて出してなるべく資源化できるように協力してもらうためにも有料化が必要だということは、きちんと説明しておかないと本当の意味でのインセンティブにつながらないと思います。

そういう意味で資料-1のいちばん最後、8頁の有料化するごみの種類のところで、容器包装プラとそれ以外のプラをきちんと分けてもらうために、容器包装プラについても有料化するということですが、ペットボトルは無料で大丈夫でしょうか。というのは、今度はペットの方にペットじゃないプラが混ざってしまうという恐れはないでしょうか。

○事務局：

ペットボトルについては、排出段階でペットボトル以外のプラスチックが入っていたらすぐわかります。逆に燃えるごみにペットボトルを入れられる方が分かりにくいです。そういう意味では排出する方もペットの中に他のものを入れにくいでしょうし、当然混入のひどい場合は収集しませんので、その点は大丈夫ではないかと思います。

○会長：

わかりました。

○委員：

よろしいですか。

次回までに調べて頂けたらと思いますが、資料－４で料金の積算根拠がありますが、では、有料化によって入ってきたお金を何に使っているのかも調べておかれた方がいいと思います。後で施設を新設するときを使うのか、リサイクルへの費用とするのか、その理由如何で市民の理解も変わってくると思うのです。

あと県内の他市の積算根拠を列挙されていますが、彦根市は製造単価と販売手数料のみで運搬収集費が含まれていないので、参考程度にとどめておくのがいいかと思います。

湖南省、甲賀市については直接搬入の処分料金からの算出で収集費用が含まれてませんので、料金設定の議論材料として横並びにするのはどうかなと思います。

あとこの資料－４の裏面の、全国の市町村の積算根拠についてはどのように調べられたのでしょうか。

○事務局：

前回の審議会で、全国で有料化を実施している自治体のリストを提出しましたが、その中でインターネット等で調べました。表の武蔵野市～八王子市までは多摩地区でありまして、あとその下の北海道の登別市と函館市、ここは全国的に設定水準が高いんです。高いということは、それだけ積算根拠をいろんなところで示されていて、それで調べがつき易かったというのもあります。

多治見市と高岡市についてもインターネットで調べました。

○委員：

わかりました。

すみませんもうひとつだけお聞きしたいのですが、資料－１の一番最後の本市の考え方のところの確認なんですけれども、資源ごみとして「古紙」「ペット」「空き缶」「飲食用ガラスびん」、それから「焼却プラ」「破碎ごみ」「陶器・ガラス類」とありますが、今、市としては回収無料のものについて袋は想定されずに、有料の４種に対して別々の袋を作ることでしょうか。

○事務局：

そこはまだ厳密には詰めていない部分です。４種類作るという方向で考えてはいますけれども、もしかしたら４種類作るよりも１種類で出来れば市民にとっても出しやすいのかなという印象も持っております。それも他の自治体のことを調べて話を進めていきたいと思っております。

１種類というのはごみ袋が１種類ということで、容量的には同じ種類の袋で２～３種類にするという意味なんですけれども。

○委員：

例えば焼却ごみとプラを分別することを促進するためには、袋を別にしないと市民も分け甲斐が無いかも知れません。逆に種類が増えすぎるのもややこしいと思います。

あと会長がおっしゃってましたが、資源ごみを無料にするかどうかですが、インセンティブの面から言うと半額でもいいような気がしますので、無料を大前提にしなくてもいいのではと思いました。

袋については、特に焼却ごみとプラについては何らかの工夫をしないと混ざりそうな気がします。

○会長：

今回は分別見直しと有料化と同時にやっておりますので、何か分かりやすい手段を工夫しないとかなり混乱するかも知れませんね。

まだまだ色んな議論があるかと思いますが、次回までに新たな情報を整理して頂いた上で議論して頂ければと思います。他に何か次回までに調べて欲しい情報等の要望がありましたらお願いします。

○副会長：

よろしいですか。

○会長：

どうぞ。

○副会長：

私も草津市民は「従来のこと」というものがありますので、今、ご質問にもありました袋のことなどでも、今までためこんでいたものがそのまま使用できるかということが気になるんです。お話を聞いてまして「あ、そういう考えもあるのか」と思うところもありますが、例えばペットボトルの袋に他のプラスチックが混ざるなんてことはまずありませんし、焼却ごみとプラスチックの袋は今まで通りにあるものとして解釈しながら聞いているので、そういったところで、違った面から見ていかなければならないのかなと感じることがありました。

あと、私も田中さんも以前からごみの市民会議に参加していますが、ごみ減量をなんとかしなければいけないということで、ずっと色んな話し合いをしてきまして、それが浸透していかない。もはや有料化しか手段がないのかなというところまで話が来ている中で、今、「有料化でいいのか」と言われるのはどうかと。それは皆、楽な方へ向くと「今までど

おりで」という答えに帰ってしまうのだろうとは思いますが、やはりここで「何とかしなければ、草津市としてやっていけないんだ」ということを市民に伝えて負担をかけていかなければならないのではと思います。

安易な考え方ですが、市民の方はすぐに「税金を払っているではないか」とそれだけで逃げている面がたくさんあります。ですから下水道のようにきちっとしたお金の支払いの方法があればいいのですけれども、ごみの場合は漠然としておるところもありますので、「税金を吊り上げられてる」といった意見がありましても、私は「そこでごみの分別をきちっとしないと、税金を吊り上げてるのは自分自身である」と言っておるのですが、それでもピンとこないという現状ですので、やはりある程度の有料化、市民への負担が必要ではないかなと感じております。

あと配布の手数料のことですが、最近は町内会の役員さんのなり手が段々と少なくなってきた現状もあるんですね。役割が肩にかかって負担であるということであれば、市民ひとりひとりが自分でゴミ袋を買いに行くという方法を取れたら、こういう負担も少なくなるのではと思います。

自分の経験を踏まえた上で今お話しせてもらっていますけれども、シールについてもそんなに簡単にはがれてしまうものなのかということですか、栗東市さんはシールを全戸配布を郵送でしているということもおっしゃってましたし、もうひと工夫考えなければならぬかなと思います。確かに袋が破かれる話もありますけれども、そこまでのことを考えていたら、市民はどこまで考えなければならぬのかということになります。そんなことよりも、市民としては他に考えなければならぬところがあるのではと思いました。

○会長：

それでは今日も色々のご意見、整理すべき点などまとめるべきいくつかの事項を頂きましたので、次回までに情報を整理した上で、更に具体的に「草津市としてこういう方向で行く」という絞り込みをしていきたいと思っております。

次回、更に具体的に有料化について議論を進めていくということによりよろしくお願いいたします。

それではこれで第7回の審議会を終了致します。ありがとうございました。